

追良瀬川流域は条例により ふるさとの森と川と海 保全地域に指定されています。

平成18年10月25日指定

【青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例】

森と川と海の大切さを理解し、保全に心がけましょう。



イワナ



シノリガモ



追良瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域

「保全地域」とは、人々の生活と深く結びつきながら、
文化を育ててきた豊かな森と川と海があるところです。

保全地域では、生物の生息などに配慮しましょう。

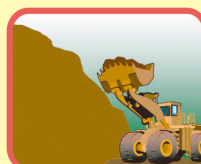
また、特定行為については届出を行う必要があります。特定行為とは次のものです。



土石(砂を含む)の採取



工作物の新築・増築・
改築・移転又は撤去



土地の掘削その他
土地の形状を変更する行為



竹木その他
規則で定める物の伐採

〔お問い合わせ先〕

青森県 県土整備部 河川砂防課
ふるさと環境グループ

電話 **017-734-9669**

E-mail : kasensabo@pref.aomori.lg.jp

河川砂防課HP : www.pref.aomori.lg.jp/kasen/

※この印刷物は、4,500枚作成し、印刷経費は1枚当たり4.62円です。